

特別会員規則（規則第二十六号） 中一部改正

特別会員規則（規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十二条第三項中「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程」を「依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規程」に、「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規則」を「依頼者の本人特定事項等の確認及び記録保存等に関する規則」に改め、同条に次の一項を加える。

4 マネー・ローンドリング対策相談等窓口運営規則（規則第二〇五号）は、特別会員について準用する。

附 則

1 第二十二条第四項（新設）の改正規定は、令和六年四月一日から施行する。

2 第二十二条第三項の改正規定は、国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律（令和四年法律第九十七号）附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日から施行する。